

ミモザ横濱楓苑 ご利用料金

前払金と月々の利用料金

		月額利用料（一人あたり）					
		プラン	前払金 (非課税)	家賃相当額 ^{※2} (非課税)	管理費 ^{※3}	食費 ^{※4} (30日喫食の場合)	月額利用料合計
個室	Aプラン		0円	173,000円	30,750円 (内,消費税750円)	60,162円 (内,消費税5,262円)	263,912円 (内消費税6,012円)
	Bプラン ^{※1}		360万円	123,000円	30,750円 (内,消費税750円)	60,162円 (内,消費税5,262円)	213,912円 (内消費税6,012円)

※1 Bプランについては80歳以上の方のみ対象のプランとなります。

※2 家賃相当額には共用設備を含みます。

※3 管理費は次の非課税対象と課税対象の合計金額となります。(居室内の電気使用量は別途実費負担となります)

管理費①	22,500円 (非課税)	共用設備費、エレベーター維持費、環境植栽整備費などの共有部分の維持管理費等
管理費②	8,250円 (内,消費税750円)	事務管理部門の人員費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人員費・事務費等

※4 食費には食材費と調理管理費を含みます。1食当たりの食費は以下の通りとなります。

	朝食	昼食（おやつ代含む）	夕食
喫食時	410円 (内,消費税30円)	770円 (内,消費税70円)	825円 (内,消費税75円)
欠食申出時 ^{※5}	238円 (内,消費税18円)	454円 (内,消費税34円)	486円 (内,消費税36円)

※5 提供2日前の正午12時までにキャンセルのお申し出があった場合。お申し出が無い場合には、喫食時料金の適用となります。

※その他

- 介護用品(紙おむつ等)、居室内の電気使用料、電話代等は、別途実費をご負担いただきます。
- 公的介護保険サービスの自己負担割合に応じた利用料(非課税)が必要となります。

前払金の償却と解約時返還制度

- 前払金は入居日の翌日より6年（72ヵ月）で償却いたします。（日割り計算）
- 償却期間内に、ご入居者の転居・死亡・その他の事由により当施設を退去される場合は、以下の計算式により残額を返金いたします。

Aプラン返還金	前払金0円のため、返還金はありません。
Bプラン返還金	$(前払金) \div (入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数) \times (契約終了日から償却期間満了日までの実日数)$

※ 償却期間満了日以降の場合、返還金はありませんが、追加のご負担もありません。

令和5年5月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	10.72円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	542	581 円	1,162 円	1,743 円	
要介護2	609	653 円	1,306 円	1,959 円	
要介護3	679	728 円	1,456 円	2,184 円	
要介護4	744	798 円	1,595 円	2,393 円	
要介護5	813	872 円	1,743 円	2,615 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	10.72円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考	
		(1割)	(2割)	(3割)		
夜間看護体制加算(I)	18	20 円	39 円	58 円		
協力医療機関連携加算(I)	100	108 円	215 円	322 円	1月単位	
退院・退所時連携加算	30	33 円	65 円	97 円	30日以内	
退居時情報提供加算	250	268 円	536 円	804 円	1回限り	
看 取 り 介 護 加 算 (II)	死亡日以前 31日以上45日以下	572	614 円	1,227 円	1,840 円	
	死亡日以前 4日以上30日以下	644	691 円	1,381 円	2,071 円	
	死亡日の前日 及び前々日	1180	1,265 円	2,530 円	3,795 円	
	死亡日	1780	1,909 円	3,817 円	5,725 円	
	介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(8.2%)				
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.2%)					
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.5%)					

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

算定している各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
夜間看護体制加算(I)	常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定め たうえで、夜勤又は宿直を行う看護職員の数1名以上で あって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を 確保している場合
協力医療機関連携加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○利用者の症状が急変した場合等において医師又は看護職 員が相談対応を行う体制を確保している協力医療機関を定 めている ○事業者から診察の求めがあった場合において診察を行う 体制を、常時確保している協力医療機関を定めている ○協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用 者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催し ている ○看護職員は、利用者ごとの健康の状態について随時記録 している
退院・退所時連携加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居 した場合に、入居した日から起算して30日以内の期間にお いて加算。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は 介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入 居した場合も同様。
退居時情報提供加算	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該 医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者 の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用 者の紹介を行った場合
看取り介護加算(II)	夜間看護体制の算定、及び看取り介護加算(II)を算定する 期間において夜勤又は宿直を行う看護職員の数1以上で ある状況で、医師が回復の見込みないと診断、利用者の同 意を得た場合
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算
介護職員等特定処遇改善加算(II)	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを 満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員 の更なる処遇改善のための加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる 処遇改善を図るための加算。